

第 4 回 定 期 総 会 議 事 録	
1、日 時	平成 30 年 4 月 27 日 (金)
2、場 所	中津市役所 3 階 大会議室
3、出席委員	1 番橋本(省)委員、2 番高倉委員、4 番義経委員、5 番植山委員、6 番田畑委員、7 番中原委員、8 番石川委員、9 番田上委員、10 番小野委員、11 番門脇委員、12 番百留委員、13 番玉麻委員、14 番長尾委員、15 番村上委員、最適化推進員 10 名 (国分、前田、橋本、宮瀬、黒土、奥、今井、武本、長谷川、岩渕)
4、欠席委員	3 番坪根委員
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、高倉、後藤
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前 9 時 30 分 開会を宣する。
8、署名委員	5 番植山委員、10 番小野委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は 15 名中 14 名の出席であります。 議長よろしくお願い致します。
中原会長	おはようございます。
議 長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、5 番植山委員、10 番小野委員にお願いします。
議案審議 議第 1 号	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について
議 長	1 番の読み上げを事務局お願いします。
事務局(高倉)	それでは議題に入らせていただきます。 1 番 議案朗読
議 長	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定の 1 番について橋本委員に調査報告をお願いします。

1 番 (橋本)	報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作となっております。審議をお願いします。
議 長	1 番について橋本委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番は許可と致します。続きまして 2 番について事務局をお願いします。
事務局(高倉)	2 番議案朗読
議 長	2 番について高倉委員に調査報告をお願いします。
2 番 (高倉)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は利用権設定で現在、耕作者を探しているとの事です。問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	2 番について、高倉委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 2 番は許可と致します。続きまして 3 番から 8 番について事務局をお願いします。
事務局(高倉)	3 番から 8 番議案朗読
議 長	3 番から 8 番について植山委員に調査報告をお願いします。
5 番 (植山)	3 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作ということです。次に 4 番から 8 番は借人が同じですので一括して報告します。すべて貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は利用権設定をすることとなっています。問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。

議 長	3 番から 8 番について、植山委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 3 番から 8 番は許可と致します。続きまして 9 番に入る前に 6 番田畑委員が議事参与ですので退室願います。では 9 番について事務局お願いします。
事務局(高倉)	9 番を議案朗読
議 長	9 番について今井推進委員に調査報告をお願いします。
今井推進委員	9 番について貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は後程議案に上がっています 5 条申請です。特に問題はないと思われますので審議の程お願い致します。
議 長	9 番について今井推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 9 番については許可と致します。では田畑委員入室をお願いします。続きまして 10 番から 12 番について事務局お願いします。
事務局 (高倉)	10 番から 12 番を議案朗読
議 長	10 番から 12 番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6 番(田畑)	10 番から 12 番については貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は何れも自作ということです。問題はないと思われますので審議の程お願い致します
議 長	10 番から 12 番について田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 10 番から 12 番については許可と致します。続きまして 13 番から 15 番について事務局お願いします。
事務局 (高倉)	13 番から 15 番を議案朗読
議 長	13 番から 15 番について石川委員に調査報告をお願いします。
8 番(石川)	13 番から 15 番については貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は利用権設定を行う予定です。審議の程お願い致します
議 長	13 番から 15 番について 8 番石川委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 13 番から 15 番については許可と致します。続きまして 16 番について事務局お願いします
事務局 (高倉)	16 番を議案朗読
議 長	16 番について門脇委員に調査報告をお願いします。
11 番(門脇)	16 番については貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は自作行う予定です。審議の程お願い致します
議 長	16 番について 11 番門脇委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、16 番については許可と致します。続きまして 17 番、18 番について事務局お願いします

事務局（高倉）	17 番、18 番を議案朗読
議 長	17 番、18 番について百留委員に調査報告をお願いします。
12 番(百留)	17 番、18 番については貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は利用権設定を行う予定です。審議の程お願い致します
議 長	17 番、18 番について 12 番百留委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 17 番、18 番については許可と致します。
議案審議 議第 2 号	農用地利用集積計画（案）について
議 長	議第 2 号 農用地利用集積計画（案）利用権設定についてですが、議事参与により、橋本委員、田畑委員、中原委員、田上委員、岩渕推進委員は退室をお願いします。
議 長 (百留)	中原会長が議事参与ということですので代わって議長を務めさせていただきます。 では議第 2 号農地利用集積計画(案)利用権設定についての説明を農政振興課担当者、説明をお願いします。
農政振興課 (藤中)	(農政振興課 担当 説明)
議 長 (百留)	只今説明のありました平成 30 年（4 月分）農用地利用集積計画（案）利用権設定分について農政振興課の方から説明がありました。皆様、ご意見ございませんか。
全委員	(異議なし)

<p>議 長 (百留)</p>	<p>ご意見ありませんので、議第 2 号平成 30 年（4 月分）農用地利用集積計画（案）利用権設定分については承認と致します。 では橋本委員、田畑委員、田上委員、岩淵推進委員入室をお願いします。 続きまして議第 2 号農地利用集積計画(案)所有権移転についての説明を農政振興課担当者、説明をお願いします。</p>
<p>農政振興課 (藤中)</p>	<p>(農政振興課 担当 説明)</p>
<p>議 長 (百留)</p>	<p>只今説明のありました平成 30 年（4 月分）農用地利用集積計画（案）利用権設定分について農政振興課の方から説明がありました。皆様、ご意見ございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長 (百留)</p>	<p>ご意見ありませんので、議第 2 号平成 30 年（4 月分）農用地利用集積計画（案）所有権移転分については承認と致します。 では中原委員入室をお願いします。</p>
<p>議案審議 議第 3 号 議 長</p>	<p>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局は 1 番の報告をお願いします。</p>
<p>事務局(高倉)</p>	<p>1 番を朗読</p>
<p>議 長 1 番(橋本)</p>	<p>議第 3 号 1 番についての調査報告を橋本委員にお願いします。  (1 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われれます。審議お願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 3 号 1 番については橋本委員の調査報告のとおりですが、質疑等はありませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 1 番は許可と致します。続きまして 2 番から 4 番を事務局。
事務局(高倉)	2 番から 4 番を朗読
議 長	議第 3 号 2 番から 4 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
6 番 (田畑)	(2 番から 4 番の現地について説明) それぞれの譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 2 番から 4 番については、植山委員の調査報告のとおりです が質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 2 番から 4 番は許可と致します。続き まして 5 番、6 番を事務局。
事務局(高倉)	5 番、6 番を朗読
議 長	議第 3 号 5 番、6 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
6 番(田畑)	(5 番、6 番の現地について説明) どちらも農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 5 番、6 番については、田畑委員の調査報告のとおりです が質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 5 番、6 番は許可と致します。続き まして 7 番を事務局。

事務局(高倉)	7 番を朗読
議 長	議第 3 号 7 番についての調査報告を石川委員にお願いします。
8 番(石川)	(7 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 7 番については、石川委員の調査報告のとおりですが質 疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 7 番は許可と致します。続きま して 8 番を事務局。
事務局(高倉)	8 番を朗読
議 長	議第 3 号 8 番についての調査報告を村上委員にお願いします。
15 番(村上)	(7 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 8 番については、村上委員の調査報告のとおりですが質 疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 8 番は許可と致します。
議案審議 議第 4 号	議第 4 号
議 長	農地転用事業計画変更申請に関する件について 1 番事務局お願いします。

事務局（中春）	1 番を朗読
議 長	議第 4 号 1 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
6 番(田畑)	(1 番の現地について説明) 本案件は平成 29 年 11 月に許可済みの資材置場用地規模変更によるものです。今回規模変更により新たに 1 筆追加となっており、その筆に関しては後程 5 条の審議に上がっております。 特に問題はないと思われますので審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 1 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 4 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。
議案審議 議第 5 号	議第 5 号
議 長	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 議事に入る前に 1 番から 3 番については橋本委員が議事参与ですので退室をお願いします。 それでは 1 番から 3 番、事務局お願いします。
事務局（中春）	1 番から 3 番を朗読
議 長	議第 5 号 1 番から 3 番についての調査報告を国分推進委員にお願いします。
国分推進委員	(1 番から 3 番の現地について説明) 1 番から 3 番について何れも譲渡人、譲受人同じですので一括して報告致します。何れも転用目的は宅地分譲用地です。生活排水は公共下水道へ接続、雨水排水については隣接する放流となっていますので問題ないと思われます。以上審議お願いします。

議 長	議第 5 号 1 番から 3 番については、国分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 1 番から 3 番については許可相当とし、県に進達致します。では次に 4 番を事務局。
事務局 (中春)	4 番を朗読
議 長	議第 5 号 4 番についての調査報告を国分推進委員お願いします。
国分推進委員	(4 番現地について説明) 転用の目的は 2 階建ての賃貸共同住宅用地です。家庭排水は公共下水道へ接続、雨水排水については隣接する放流となっていますので問題ないと思われます。以上審議お願いします。
議 長	議第 5 号 4 番については、国分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 4 番については許可相当とし、県に進達致します。では次の議題に入る前に 5 番から 8 番の議題については橋本委員が議事参与ですので退室をお願いします。 では 5 番事務局
事務局 (中春)	5 番を朗読
議 長	議第 5 号 5 番についての調査報告を前田推進委員お願いします。

前田推進委員	(5番現地について説明) 転用の目的は9区画の宅地分譲用地です。排水につきましては公共下水道が整備されていますのでそちらに接続です。雨水につきましては申請地の東側に水路がありますのでそれに放流です。境界の確認も出来ており、申請地の周辺には農地もなく影響もございませんので問題はないと思われます。審議をお願いします。
議長	議第5号5番については、前田推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議長	ご異議ありませんので、議第5号5番については許可相当とし、県に進達致します。 続きまして6番事務局
事務局(中春)	6番を朗読
議長	議第5号6番についての調査報告を高倉委員をお願いします。
2番(高倉)	(6番現地について説明) 転用の目的は事務所及び資材置場用地です。転用に伴う排水ですが、前面の道路側溝へ生活排水は前面の公共下水道へ接続となっております。以上の事から問題はないと思われますので審議をお願いします。
議長	議第5号6番については、高倉委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議長	ご異議ありませんので、議第5号6番については許可相当とし、県に進達致します。 続きまして7番、8番事務局
事務局(中春)	7番、8番を朗読

<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 7 番、8 番についての調査報告を黒土推進委員お願いします。</p>
<p>黒土推進委員</p>	<p>(7 番、8 番現地について説明) 7 番、8 番関連していますので一括して報告します。譲渡し人が娘さんに用地を提供し、農家住宅を建築するということです。8 番についてはその住宅のための進入路用地です。どちらも境界の確認も出来ており、排水も問題はないと思われまますので審議お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 7 番、8 番については、黒土推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 7 番、8 番については許可相当とし、県に進達致します。 橋本委員入室をお願いします。続きまして 9 番、10 番事務局</p>
<p>事務局 (中春)</p>	<p>9 番、10 番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 9 番、10 番についての調査報告を黒土推進委員お願いします。</p>
<p>黒土推進委員</p>	<p>(9 番現地について説明) 2 年位前にした宅地造成の延長になります。今回 3 区画の宅地造成です。境界の確認も出来ており、東側に水路もありますので排水計画も出来ております。問題はないと思われまますので審議お願いします。 (10 番現地について説明) 転用目的は介護福祉施設用地です。境界の確認も出来ており、水路も北側に荒瀬の水路がありますので排水の計画も問題ありません。審議お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 9 番、10 番については、黒土推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>

議 長	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 9 番、10 番については許可相当とし、県に進達致します。</p> <p>続きまして 11 番事務局</p>
事務局（中春）	11 番を朗読
議 長	議第 5 号 11 番についての調査報告を植山委員お願いします。
5 番（植山）	<p>（11 番現地について説明）</p> <p>譲受人、譲渡し人は親子であり、使用貸借にて土地を貸し、一般住宅を建築するという事です。境界の確認も出来ており、排水も改良区に申請していますので問題ないと思われます。審議お願いします。</p>
議 長	議第 5 号 11 番については、植山委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 11 番については許可相当とし、県に進達致します。次の議案に入る前に橋本委員が議事参与ですので退室をお願いします。</p> <p>続きまして 12 番事務局</p>
事務局（中春）	12 番を朗読
議 長	議第 5 号 12 番についての調査報告を田畑委員お願いします。
6 番（田畑）	<p>（12 番現地について説明）</p> <p>転用目的は宅地分譲用地 6 区画です。家庭排水は合併浄化槽を設置し隣接する水路へ放流します。雨水についても同じく隣接する水路へ放流となっています。境界確認も出来ており問題ないものと思われます。審議お願い致します。</p>
議 長	議第 5 号 12 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。

全委員	(異議なし)
議長	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 12 番については許可相当とし、県に進達致します。では橋本委員入室をお願いします。</p> <p>続きまして 13 番、14 番事務局</p>
事務局 (中春)	13 番、14 番を朗読
議長	議第 5 号 13 番、14 番についての調査報告を田畑委員をお願いします。
6 番 (田畑)	<p>(13 番現地について説明)</p> <p>転用目的は一般住宅用地です。汚水・雑排水は合併浄化槽にて隣接する道路側溝へ流します。雨水も道路側溝へ流すようになっています。境界確認も出来ており問題ないものと思われます。審議お願い致します。</p> <p>(14 番現地について説明)</p> <p>14 番について報告します。この件は先ほど 4 号議案で説明しました事業計画変更により 1 筆増えた農地です。場所は先ほど説明したとおりです。雨水は敷地内に側溝を設け既存排水口を利用して隣接する用水路へ流します。</p> <p>境界確認も出来ており問題ないものと思われます。審議お願い致します。</p>
議長	議第 5 号 13 番、14 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありますか。
全委員	(異議なし)
議長	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 13 番、14 番については許可相当とし、県に進達致します。次の議案に入る前に橋本委員が議事参与ですので退室をお願いします。</p> <p>続きまして 15 番事務局</p>
事務局 (中春)	15 番を朗読
議長	議第 5 号 15 番についての調査報告を門脇委員をお願いします

11 番（門協）	<p>（15 番現地について説明）</p> <p>申請目的は事業所敷地拡張用地です。雨水については水路へ放流、境界確認も出来ており、隣接農地への影響もありませんので問題ないと思われま。審議お願いします。</p>
議 長	議第 5 号 15 番については、門協委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 15 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員入室をお願いします。 続きまして 16 番事務局
事務局（中春）	16 番を朗読
議 長	議第 5 号 16 番についての調査報告を門協委員お願いします
11 番（門協）	<p>（16 番現地について説明）</p> <p>申請目的は一般住宅用地です。譲受人と譲渡人は親子であり今回親の土地を使用貸借で借りて住宅を建築するという事です。排水については地区内の農業集落排水へ放流、雨水については水路へ放流となっております。境界確認も出来ており、隣接農地への影響もありませんので問題ないと思われま。審議お願いします。</p>
議 長	議第 5 号 15 番については、門協委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 16 番については許可相当とし、県に進達致します。
議案審議 議第 6 号	議第 6 号
議 長	非農地証明願に関する件について。1 番～5 番まで事務局。

事務局（高倉）	1 番～5 番を朗読
議 長	議第 6 号 1 番から 5 番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号非農地証明願に関する件について、1 番～5 番を適当とし、証明を発行致します。
議案審議	
議第 7 号	議第 7 号
議 長	その他について事務局よりお願いします。
事務局（福永）	<p>1：第 5 回定期総会について  日時 平成 30 年 5 月 28 日（月） 午前 9 時 3 0 分～  場所 市役所 3 階 大会議室  現地調査は 5 月 24 日に変更</p> <p>2：農地利用最適化推進会議について  日時 平成 30 年 5 月 9 日（水） 午前 9 時 3 0 分～  場所 三光支所 3 階 大会議室</p> <p>3：農地利用最適化推進委員研修会の開催について  日時 平成 30 年 5 月 25 日（金） 午後 1 時 3 0 分～  場所 ホルトホール大分</p>
議 長	<p>それでは今回の総括を致します。</p> <p>議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、  1 番から 18 番については許可と致します。</p> <p>議第 2 号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。</p> <p>議第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について  1 番から 8 番については許可と致します。</p> <p>議第 4 号農地転用事業計画変更申請に関する件について  1 番にいては許可相当として県に進達致します。</p>

議第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について

1 番から 16 番については許可相当として県に進達致します。

議第 6 号非農地証明願に関する件について

1 番から 5 番については適当とし証明いたします。

以上を持ちまして、平成 30 年第 4 回定期総会を閉会します。

(終 午前 10 時 50 分)